誌上セミナー第５回　　『過　労　防　止』

誌上セミナー5回目は、前回のセミナーで取上げた「健康管理」に関連する「過労防止」について取り上げます。

過労とは？　**<u>疲労が回復しないうちに次の疲労が加わり、これが繰り返され、疲労が蓄積した状態</u>**とされる。
疲労は生体の防御反応の一つ。（日本大百科全書の解説）

{過労が原因とされる最近の事故}

日時：平成28年10月2日午前2時ごろ
場所：愛知県岡崎市の新東名高速道路上り線
状況：故障のため路肩に停車中のバスにトラックが追突、バスの運転手2名が死亡。トラック運転手は「事故当時の状況について何も覚えていない」と供述。運転者は12日間連続で勤務しており、過労運転が事故の原因とみられている。

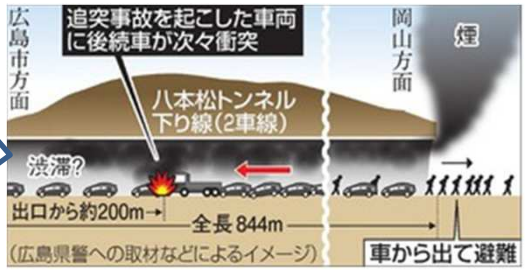

日時：平成28年3月17日午前
場所：広島県東広島市の山陽自動車道下り線（八本松トンネル
状況：渋滞していた車列に追突。12台が絡む多重事故であり、減速した形跡なし。（2名死亡負傷者71名）
運行管理者が過労で正常な運転ができない恐れがあると認識しながら運転を指示したとして逮捕。

判決

・運転者に対し懲役4年（求刑懲役6年）の実刑判決
　<u>自動車運転死傷処罰法違反（過失運転致死傷）と道路交通法違反（過労運転）の罪（H28.9.29広島地裁）</u>
　運転者・・・「インフルエンザでも休めない同僚がおり、自分だけ休むと会社に言いづらかった」と公判で主張
・統括運行管理者も道路交通法違反（過労運転の下命）で逮捕、起訴

こうならないためにも、過労運転を防止（是正）しましょう

具体的には、

① **改善基準告示の遵守**
　◇「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」
　（http://www.mhlw.go.jp/newinfo/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-10.pdf）
② 運転手への**指導・教育**（誌上セミナー9月号参照）
③ **対面点呼**の確実な実施（疲労度チェック）及び点呼体制の整備（誌上セミナー10月号参照）
④ 運転手に係る**健康状態**の的確な把握（誌上セミナー12月号参照）
⑤ **交替運転手の確保**（誌上セミナー12月号参照）

＜経営陣は、「過労による事故の危険性」を認識していますか？ “危機管理意識”＞

①運行管理者や経営者の皆さんは、「運転手のみんなが自発的にがんばってくれている」と都 合の良い解釈をして、長時間労働を放置していませんか？
　→→→　過労防止を運転者任せにしていてはいけません
②過労運転で事故を起こせば運転者自身が死亡したり、運転者が加害者として罪に問われ、懲役刑などでその後の人生を失いかねません
③働かせる側にこそ運転手やその家族を守る責任があります

＜特定のドライバーに業務が偏っていませんか？労働時間の管理や運行のバランスを見直しましょう＞

①運転業務の過度な負担がないかをチェックしましょう
　・依頼しやすい運転手に業務を集中させていませんか？
　・忙しい人に集中しがちとなっていませんか？
②企業のトップや管理者が居眠り運転の恐ろしさを自覚しましょう
　刑事罰（責任者、法人）、行政処分に加え社会的信頼も喪失することになりかねません
③無理な運行をする運転者を手放しに褒めず、反対に諌めましょう
　・延着のない運転手を褒められると運転手は達成感 を感じ、同僚も一目置きます。
　　そのことが居眠り運転などの温床に繋がります。 →→→「休む勇気」を持ちましょう
　・誤った認識であっても、会社の「風土」となることがあるため注意しましょう
　・早く到着した場合は「どうして早く着けたのか？」と運行の内容をチェックしましょう

【参考】脳・心臓疾患の業種別の請求・支給 「運輸業・郵便事業」が第1位

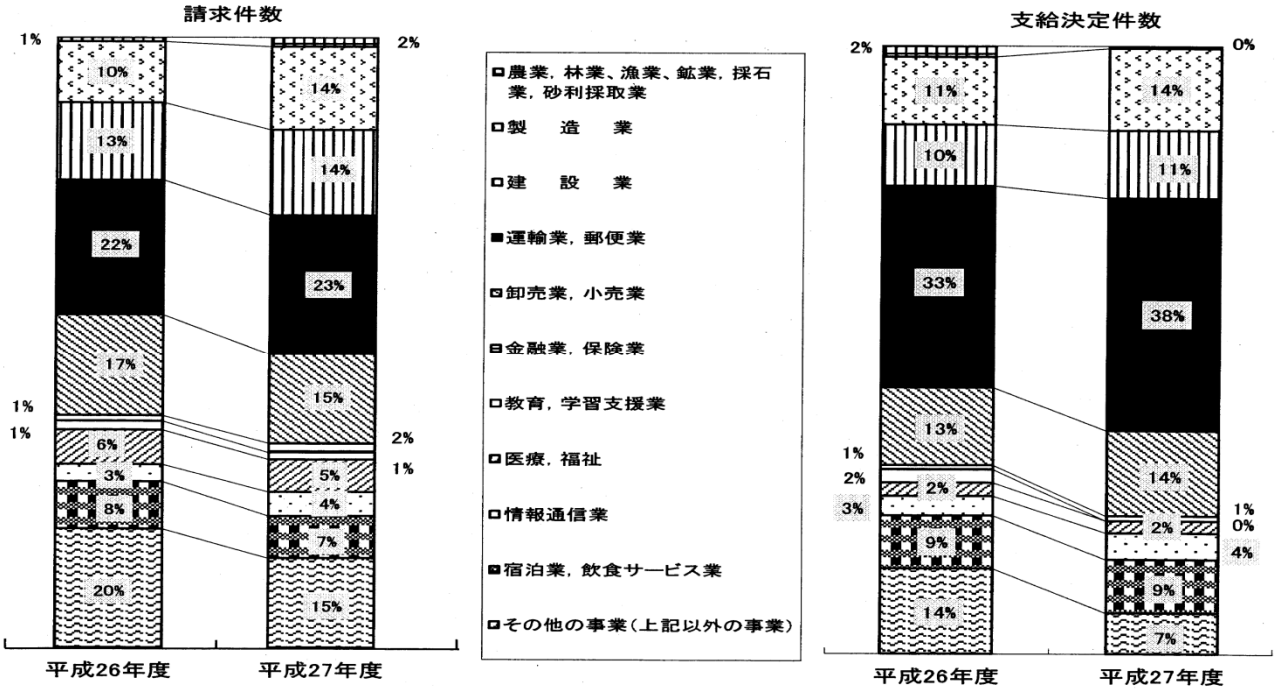

出典：脳・心臓疾患の業種別請求及び支給決定件数 （厚生労働省：平成27年度「過労死等の労災補償状況」

【根拠条文】
〇過労運転の防止（輸送安全規則第3条第6項）
〇運行管理者の業務（輸送安全規則第20条第１項第4号の2）
〇輸送安全規則の解釈及び運用（第3条過労運転の防止第6項関係）
〇健康診断（労働安全衛生法第66条）
〇雇用時の健康診断（労働安全衛生規則第43条、44条、45条）